

質問第九号

森喜朗首相のゴルフ会員権疑惑に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年二月十九日

照屋寛徳

参議院議長 井上 裕殿

森喜朗首相のゴルフ会員権疑惑に関する質問主意書

まったくあきれた首相だ。森喜朗首相のゴルフ会員権疑惑が明るみになった。マスコミが報道するところによると、森首相は、一九八五年頃知人の会社社長から「戸塚カントリー倶楽部」の会員権の無償譲渡を受けていたとのことである。

去る二月九日、ハワイ・オアフ島沖で宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦に衝突され、沈没し、いまだ九名が行方不明という大惨事が発生した。森首相は、この事故の発生を戸塚カントリーゴルフ場でプレー中に知らされたにもかかわらず、その後二時間以上もプレーを続行し、首相としての資質を厳しく問われている。首相は、ゴルフのプレー続行によって「えひめ丸」事故の対応に遅れはなかった、と強弁している。だが、米原子力潜水艦と実習船の衝突事件が発生したのであるから、直ちにゴルフを中止し、官邸に戻って事態への適切な対応を執り、指揮するのが首相の責務ではなからうか。

首相のゴルフプレー続行は、九年余の行方不明少女が発見されたという報告を受けながら麻雀に興じた新潟県警察本部長らの行為と同じではないか。

その上での今度のゴルフ会員権疑惑である。疑惑発覚後に首相がマスコミに語ったところによると、「無

償譲受けてではない。いつも使えるようにしているだけだ」、「専門家に聞いたら資産報告の必要もない」、「税法上も問題ない」などと弁解している。この問題は、首相としての資質以前の重大問題である。非常識極まりない行為であり、一刻も早く首相を糾さねばならない。

よって、以下のとおり質問する。

一、一九八五年頃知人の会社社長から「戸塚カントリー倶楽部」のゴルフ会員権を無償で譲り受けたことに間違いはないか明らかにされたい。また、譲渡人の氏名を明らかにされたい。

二、ゴルフ会員権の額面金額はいくらか。また、森首相に名義は変更されたか、されているのであれば名義書換料は誰がいくら支払ったのか明らかにされたい。

三、森首相は、「戸塚カントリー倶楽部」の正会員として登録されているか明らかにされたい。また、会員証の発行を受けていたか。さらに、正会員の料金でプレーしていたのか明らかにされたい。

四、森首相は、ゴルフ会員権の所有を資産等報告書で公表していないがその理由を明らかにされたい。

五、一般論として、他人名義でゴルフ会員権が取得された場合、又は名義変更された場合には、税法上贈与の扱いを受けると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

六、森首相は、「知人の会社が所有し、名義をこちらに貸し与えた」との合意書があり、税法上も問題ない、とマスコミに弁明している。だが、ゴルフ会員権は、名義人が所有者であり、合意書は脱法行為のための文書としか思えない。同じ方法で税を免れるのであれば、誰も贈与税や所得税を支払わない。代金を支払わずに株式やゴルフ会員権の名義変更があった場合、原則として贈与があったものとして課税するのが当然と考えるが、国税当局の方針を明らかにされたい。

右質問する。